

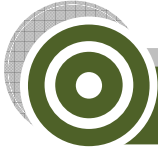
Ⅲ 医療・子育て・福祉

～「共に生きるいわて」の実現～

政策項目No.14 地域の保健医療体制の確立

政策項目No.15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを
生み育てられる環境の整備

政策項目No.16 福祉コミュニティの確立

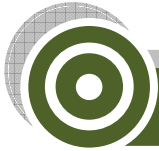


これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

政策等の評価に関する条例に基づき、平成23年11月に実施した「7つの政策」の「医療・子育て・福祉」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 地域の保健医療体制の確立については、医師の養成・招聘、新型インフルエンザ対策、地域保健と職域保健の連携推進、自殺対策強化モデルの普及などの取組を行い、おおむね順調に進んだものの、依然として、医師の地域偏在・診療科偏在の解消や、自殺予防などの課題が残されている状態です。
- 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備については、周産期医療情報ネットワーク参加機関の拡大、地域子育て支援拠点の整備、企業による子育て世帯優待制度の普及、母子家庭等への就業支援などの取組を行い、おおむね順調に進んでいます。
- 福祉コミュニティの確立については、市町村の地域福祉計画策定など要援護者の生活支援の仕組みづくりがやや遅れているものの、地域密着型の介護サービス拠点等の整備、障がい者の地域移行の支援、地域の福祉マップづくりの促進などの取組を行い、おおむね順調に進んでいます。
- 今後は、被災地域の医療機関の復旧・復興の支援、災害時等の救急医療体制の充実、被災者（児童を含む）に対するこころのケアや被災孤児・遺児の支援などの取組を進める必要があります。

また、引き続き、医師の絶対数の確保、医療機関相互の連携強化による切れ目のない医療提供体制の整備のほか、自殺リスクの高い方への支援体制づくりなどを進める必要があります。



今後の方向性

「医療・子育て・福祉」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「共に生きるいわて」の実現を目指していきます。

- 地域の保健医療体制の確立については、医師等医療人材の育成や即戦力医師の招聘を進めるとともに、医師不足地域の拠点病院等への医師の計画的な配置や派遣調整などにより医師確保を図るほか、医療機関の機能分担や連携の促進、救急医療体制や周産期医療体制の整備に取り組みます。また、県民や保健・医療関係団体、産業界、学校関係者等の総参加による地域医療を支える取組を進めます。さらに、感染症予防対策や生活習慣病予防対策に取り組み、県民が健康で生活できる体制づくりを推進します。
- 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備については、適切な周産期医療の提供等により安全・安心な出産環境を確保するとともに、市町村やNPO、ボランティア等の連携による地域の子育て支援活動の推進や、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備を進めるなど、子育て環境の充実に取り組みます。また、児童家庭相談体制の充実などにより子どもの健全育成を支援します。
- 福祉コミュニティの確立については、福祉人材の育成・確保を進めるとともに、高齢者や障がい者など一人ひとりのニーズに応じた介護・福祉サービス提供体制を構築し、高齢者や障がい者が安心して生活できる環境づくりを推進します。また、県民や事業者、市町村などが一体となってひとにやさしいまちづくりに取り組みるとともに、市町村や関係団体との連携を強化し、県民参画による自殺対策を推進します。
- 被災地においては医療機関や福祉施設等の復旧・復興を進めるなど、医療、介護・福祉提供体制の確保に取り組みるとともに、きめ細やかな保健指導や生活相談、見守り活動の推進、こころのケアを行う体制の構築などにより、被災者の健康の維持・増進や生活支援に取り組みます。また、被災孤児・遺児の健全な成長のために、相談体制の充実を図るとともに、安定した養育環境の確保を進めます。

地域の保健医療体制の確立

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりが、自らの心身の健康づくりに主体的に取り組み、地域に必要な医師等が確保され、県民が必要な医療や健診等を適切に受けることができるとともに、感染症などによる健康被害を心配することなく安心して生活できる体制づくりが進んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①病院勤務医師数（人口10万人当たり）	117.5人	—	121.4人	—	125.3人
◎②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	78.3%	77.9%	77.6%	77.3%	76.9%
③就業看護職員数（常勤換算）	15,704.4人	16,592.5人	16,751.3人	16,907.5人	17,027.5人
④がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数（人口10万人当たり）	350.9人	346.0人	341.9人	337.8人	333.7人
⑤がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数（人口10万人当たり）	172.2人	171.3人	169.0人	166.7人	164.4人

【目標値の考え方】

- ① 本県の人口10万人当たりの病院に勤務する医師数はこれまで減少傾向にあったが、平成18年から増加傾向（平成18年112.3人⇒平成22年117.5人）に転じており、更なる医師確保対策によりその増加率を全国レベルにすることを旨とする。
- ② 県立病院における救急患者のうち当日帰宅措置とされた軽症患者と考えられる患者の割合は減少傾向にあるが、医療機関の診療時間外における適正な受診行動を促進する取組を引き続き継続し、この傾向の維持を旨とする。
- ③ 第七次岩手県看護職員需給見通し（平成23年～平成27年）に基づき、県内の医療機関等における看護の質の向上や勤務環境の改善を見込んだ需要数の確保を旨とする。
- ④ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の男性の死亡数（直近3か年平均値）は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値を全国水準と比較すると全国水準との大きな格差が生じている状況にある。平成19年における国と県の死亡率の格差（30.2ポイント）を平成30年において半分にすることを目標に、平成26年の目標値（333.7人）まで低下させることを旨とする。
- ⑤ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の女性の死亡数（直近3か年平均値）は男性と同様に減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値と比較すると全国水準との格差が生じつつある。平成30年において予想される全国値と同じになるよう、平成26年の目標値（164.4人）まで低下させることを旨とする。

現状

- 本県の人口10万人当たりの医師数は、全国と比較して低い水準（第40位）にあり、県北・沿岸地域の医師不足など医師の地域偏在の問題や、産科や小児科などの特定診療科の医師不足が続いており、医療現場では、過酷な勤務で病院勤務医師が減り、残った医師の負担が増え、疲弊して辞めていくという状況が依然としてあります。
- 県立病院における救急患者のうち当日帰宅措置とされた軽症と考えられる患者の割合は減少傾向（平成20年度80.3%⇒平成22年度78.3%）にありますが、病院勤務医の負担を軽減するため、県民の適切な受診行動につながる医療に関する知識の普及を更に推進していく必要があります。

政策項目 No.14 地域の保健医療体制の確立

- 平成 22 年末の県内就業看護職員数は、15,704.4 人（常勤換算）となっており、第六次岩手県看護職員需給見通し（平成 18 年～平成 22 年）の数値と比較すると、供給数は上回っているものの需要数に対する不足は続いている状況です。これは、県内看護職員養成施設卒業生の県内就業率が減少していることや看護職員の離職者が多いことが一因になっていると考えられます。
- 東日本大震災津波により、特に沿岸 12 市町村の病院、診療所、歯科診療所合計 240 の医療機関のうち、53%に当たる 127 の医療機関が大きな被害を受けており、被災地域の医療提供体制の再構築は重要な課題となっています。
- 感染症に関しては、未だ発生には至っていない病原性の高い新型インフルエンザによる健康被害や、社会・経済の混乱が懸念されているほか、県内で数万人とも推定されるウイルス性肝炎の早期発見及び高額な治療費負担が課題となっています。

また、エイズ患者や HIV ウイルス感染者は、全国的な傾向として年々増加しており、県内でも新規の患者及び感染者が年間 4～5 人という状況が続いていることから、クラミジア等の性感染症と合わせ若年者を中心とする感染予防が求められています。
- 平成 21 年における、本県のがん、脳血管疾患及び心疾患による人口 10 万人当たりの死亡者数（直近 3 年平均）は、男性 350.9 人、女性 172.2 人であり、全国水準と比較すると、男性で 33.7 人、女性で 7.4 人、本県の方が多くなっています。
- 平成 21 年の疾患別死亡者数をみると、男性では脳血管疾患、心疾患とも全国で 1 番高い状況にあります。また、女性では脳血管疾患が全国で 2 番目と高い状況になっています。
- 平成 21 年の国民健康・栄養調査や県民生活習慣実態調査、平成 22 年の学校保健統計調査の結果をみると、40 代及び 60 代以降の成人男性や 30 代を除く成人女性、中学 2 年生女子を除く小・中・高校生の肥満の割合が全国に比較して高く、総じて男女とも肥満の傾向にあります。
- 平成 22 年に実施した健康いわて 21 プランの全体目標に関する評価では、「早世（65 歳未満）する人の割合」は減少（改善）しましたが、「健康で自立できる期間の割合」及び「健康であると思う人の割合」が減少（悪化）しています。
- 平成 23 年 1～2 月に実施した県民意識調査において、「必要な医療を適切に受けられること」に対するニーズ度は 45 項目中 6 番目（重要度 1 位、満足度 30 位）に高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域医療の基本となる医師等の養成・確保に向け、岩手県地域医療対策協議会等において関係者と協議・調整を図りながら、修学資金貸付事業による医師養成や医師不足地域の拠点病院等への医師の計画的な配置・派遣調整などを進めるとともに、被災地域を重点とした即戦力医師の招聘を強化します。

患者の立場に立った質の高い医療サービスの提供に向け、市町村、医師会などと協力して医療機関の機能分担と連携や救急医療体制の整備、周産期医療体制の整備などに取り組むとともに、保健・医療関係団体や産業界、学校関係者等が一体となって、県民総参加による地域医療を支えていく取組を進めます。あわせて、被災地域の医療提供体制を確保するため、医療機関の復旧・復興を支援します。

感染症の流行による地域の社会・経済活動の混乱や停滞を防ぐため、県や市町村、関係機関・団体等が相互に連携し、新型インフルエンザ発生に備えるとともに、結核、ウイルス性肝炎、エイズを含む性感染症など、それぞれの感染症の特性に応じた対策を進めます。

生活習慣病を予防するためには、県民一人ひとりが生活習慣の改善に主体的に取り組むことが大切であり、県や、地域の健康づくりの主体となる市町村をはじめ、関係機関や団体が連携して、健康教育や健康づくりの普及啓発、がん検診受診率や特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上などに取り組めます。

また、被災者の健康を維持、増進するため、被災者の生活環境に応じたきめ細かな保健指導

や栄養指導、口腔ケア指導等に取り組みます。

主な取組内容

① 医療を担うひとづくり ☆

- ・ 岩手県医師確保対策アクションプランに基づき、病院勤務医の勤務環境の改善や負担軽減などの取組を進めるとともに、地域医療支援センターの活用等により、医師養成や臨床研修の体制の充実を進め、医師の確保と県内への定着を図ります。
- ・ 医師養成事業による養成医師の計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などによって、医師の地域偏在・診療科偏在の改善を推進します。
- ・ 被災地域を重点とした即戦力医師の招聘を推進するとともに、全国の医療関係団体の協力を得て、必要な医療機関に医師等の派遣調整を行います。
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、新卒者の県内就業率の向上や離職防止、Uターン対策などの取組を進め、看護職員の確保と県内への定着を図ります。
- ・ 新人看護職員研修体制の充実や特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師の育成を支援し、看護の質の向上を図ります。

② 質の高い医療が受けられる体制の整備 ☆ **安心**

- ・ 二次保健医療圏ごとに策定した「圏域医療連携推進プラン」に基づき、診療所や病院などの医療機関の機能分担と連携を促進するとともに、高度・専門・救急・災害医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の医療機関の整備や小児救急医療対策の充実、高度救命救急センターの設備整備、災害拠点病院等の機能強化の支援を進めるほか、情報通信機器を活用した画像診断など、遠隔地からの専門医師による診療支援の実施や、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航体制の確立を推進します。
- ・ 周産期医療体制整備計画に基づき、周産期医療機関の機能分担と連携を一層進め、リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターの体制の充実を図るとともに、搬送体制の充実強化や周産期医療情報システムの拡充を推進します。
- ・ 県民も医療の担い手であるという意識のもと、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた受診行動を喚起するなど、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを推進します。
- ・ 地域における在宅医療提供体制を構築するため、診療情報共有システムの構築など医療と介護の連携に向けた取組を推進するとともに、先進的な取組事例のモデル化を進めるなど、在宅医療を全県的に波及するための取組を進めます。
- ・ 被災地における仮設診療所の設置や医療機関の診療機能の回復を支援するとともに、新たなまちづくりと連動した医療機関の復興整備を支援します。

③ 感染症対策の推進

- ・ 新型インフルエンザの発生時に、県民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の安定を図るため、医療や公共サービス等の社会機能維持、報道、行政などの各分野の機関・団体が、その果たすべき役割について共通の認識を持ち、官民一体となって対策を進めます。
- ・ ウイルス性肝炎の予防と早期発見に向け、住民健診や保健指導を行う市町村や、定期健診を行う事業所、医療機関など、関係機関と連携を図りながら、検査未受診者に対する受診勧奨、治療に対する助成、肝炎に関する正しい知識の普及啓発など、肝炎対策を推進します。
- ・ 性感染症（エイズを含む）を予防するため、中学生、高校生などの若い世代を主な対象とした啓発活動を医療機関などの関係機関と連携して取り組みます。

④ 生活習慣病予防等の推進 ☆

- ・ 「健康いわて21プラン」の評価結果や次期健康増進計画に基づき、健康的な食習慣・運動習慣等を推進するため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施し、県民の健康づくりの取組を支援します。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するため、市町村等と連携し、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に取り組むほか、有病者に対する重症化防止のための支援を進めます。
- ・ がんに関する予防の正しい知識や意識啓発、受診勧奨などによりがん検診受診率の向上に努め、早期発見・早期予防を図ります。

- ・ 被災者の健康の維持・増進を支援するため、応急仮設住宅集会所等における保健指導や栄養指導、口腔ケア指導を進めるほか、地域コミュニティ活動に配慮した健康づくりを推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、県との協力による医学部進学、医学生への修学の支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成に取り組めます。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症の影響を最小限に止めるための住民への情報提供や相談指導、感染症に係る健診等や予防接種の実施対策に取り組むとともに、生活習慣病対策として、がん検診や特定健診・特定保健指導の実施主体として受診率の向上などに取り組めます。

医療機関は、良質な医療サービスの提供をはじめとして、医療機関相互の連携の推進、専門医療、高度医療の提供等を行うとともに、医師をはじめとした医療人材の育成を支援します。

学校や事業所は、健康教育や健診等を通じて、児童・生徒や勤労者の健康増進を図ります。その他の関係機関・団体においても、県民の健康づくりの取組を支援します。

県民は、自らの健康は自分で守るとの認識を持ち、心身の健康づくりに取り組むとともに、医療機関の役割分担に応じた適切な受診を心掛けるなど、NPO等と共に地域医療を支える活動を推進します。

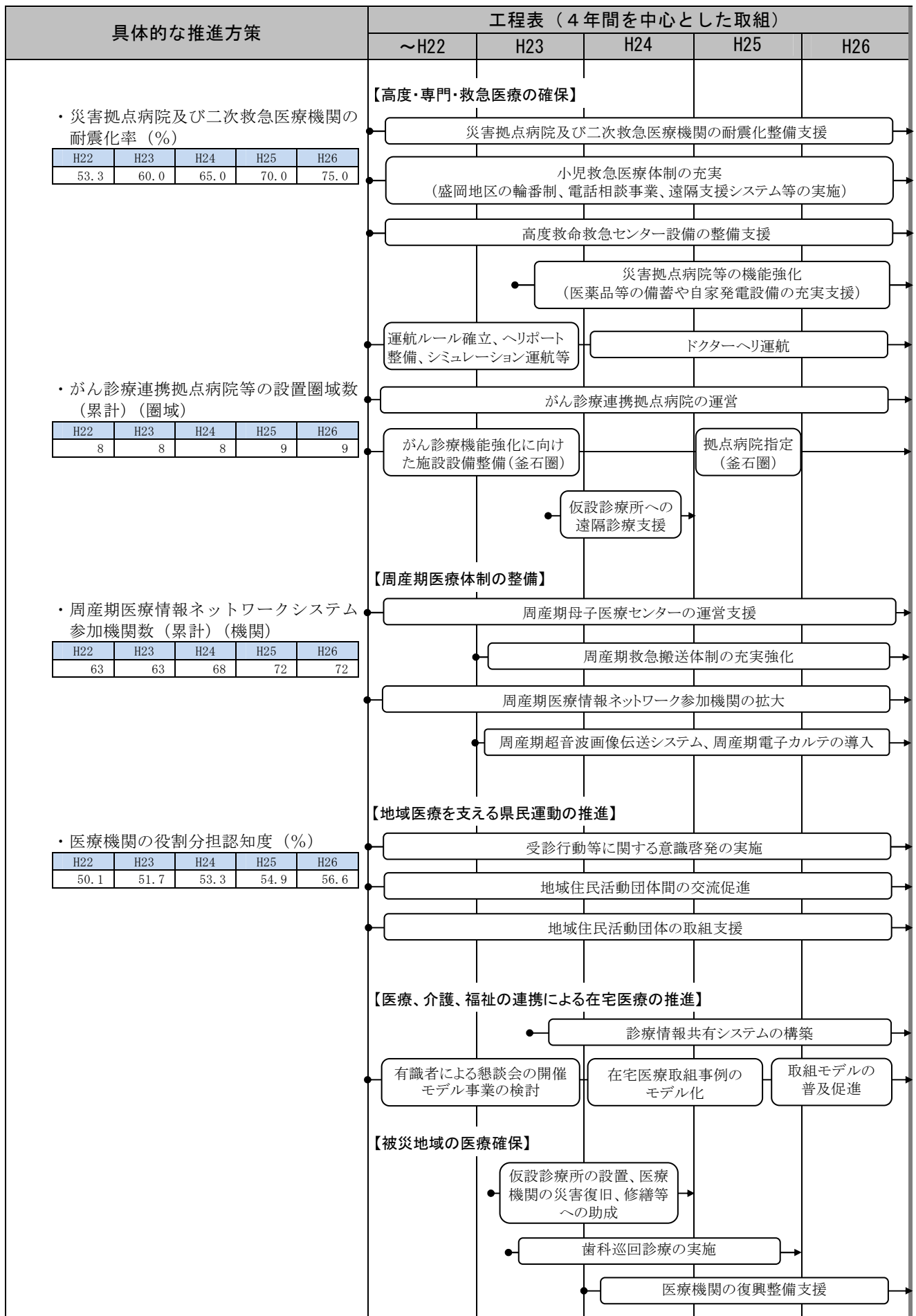
県は、市町村との協力による医学部進学、医学生への修学の支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成、医療機関の機能分担や連携の促進、県民総参加型の地域医療体制づくりに取り組めます。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症予防や拡大防止のために、県は、感染予防策に係る県民等への普及啓発や発生動向の監視・把握など、総合的な対策に取り組むとともに、生活習慣病対策として、健康課題に関する情報提供や保健指導を行う専門職員の育成、地域保健と職域保健の連携推進、健診事業に関する支援、県民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行います。

<p>県以外 の主体</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・ 住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・ 救急・周産期医療に係る医療機関との連携 ・ 妊婦健診受診率の向上 ・ ハイリスク妊産婦等の保健指導の充実 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケア体制の整備 ・ 感染症対策に係る地域住民への情報提供、きめ細やかな相談指導等 ・ 住民に対する感染症に係る健診等や予防接種の実施 ・ 生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発 ・ 住民に対する個別支援、保健指導 ・ 市町村施設における受動喫煙防止対策の推進 	<p>(医療機関、高等教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な医療サービスの提供 ・ 医療機関の連携の推進 ・ 専門医療、高度医療の提供等 ・ 医師をはじめとした医療人材の育成 ・ 周産期医療機関等との機能分担と連携の推進 <p>(団体・企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 県、市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進 ・ 県、市町村等と連携した感染症対策の推進 ・ 労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の健康増進、感染症予防対策等の保健対策 <p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医を持つこと ・ 医療情報の適切な活用 ・ 定期的な妊婦健診による母体の健康の保持 ・ 医療機関の役割分担に応じた適切な受診 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 感染症予防等に係る正しい知識の習得と励行等 ・ 県民の自主的な健康づくりの支援 ・ 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり ・ 疾病の早期発見・早期予防のための積極的な健診等の受診
--------------------	---	--

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師をはじめとした医療人材の養成・確保 ・ 医療機能の分担と連携体制の推進 ・ 地域医療を支える県民運動の総合的な推進 ・ 県民への医療情報の適切な提供等 ・ 高度専門救急医療の確保 ・ 周産期医療体制の整備 ・ 医療、介護、福祉の連携の推進 ・ 感染症に係る県民への普及啓発など、総合的な感染症対策の推進 ・ 県民や関係機関・団体に対する健康課題の周知啓発 ・ 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進 ・ 歯科保健などについての普及啓発
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H22	H23	H24	H25	H26																
<p>① 医療を担うひとづくり</p> <p>目標 ◎医師養成・招聘等による医師確保数(単年度) (人)</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>46</td><td>32</td><td>35</td><td>42</td><td>55</td></tr> </table> <p>・ 県内看護職員養成施設新卒者の県内就業者率 (%)</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>42.6</td><td>50.1</td><td>50.7</td><td>51.3</td><td>51.9</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	46	32	35	42	55	H22	H23	H24	H25	H26	42.6	50.1	50.7	51.3	51.9	<p>【医師の養成・確保対策の推進】</p> <p>医学生への修学資金の貸与</p> <p>奨学生等に対する地域医療への意識付けのためのセミナーの開催</p> <p>地域医療支援センターの設置</p> <p>臨床研修医の指導体制・環境整備の強化</p> <p>県外在住の即戦力医師に対する招聘活動</p> <p>被災地域を重点とした即戦力医師招聘の強化</p> <p>【医師の地域偏在・診療科偏在の改善】</p> <p>女性医師の就業支援、産科・救急医療勤務医の勤務環境改善</p> <p>養成医師の医師不足地域等への配置や派遣</p> <p>【看護職員の養成・確保・定着の推進、被災地における看護職員確保の強化】</p> <p>看護職員志望者の拡大、養成施設への教育環境改善支援</p> <p>看護学生への修学資金貸付</p> <p>Uターン対策の推進、潜在看護職員の再就職支援</p> <p>新人看護職員研修体制の充実、離職防止対策の強化</p> <p>看護職員の被災や離職の調査</p> <p>離職・潜在看護職員への就労相談進学セミナーの開催</p>
H22	H23	H24	H25	H26																	
46	32	35	42	55																	
H22	H23	H24	H25	H26																	
42.6	50.1	50.7	51.3	51.9																	
<p>② 質の高い医療が受けられる体制の整備</p> <p>目標 ◎クリティカルパスの施設基準届出医療機関数(累計)(機関)</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>96</td><td>101</td><td>105</td><td>110</td><td>115</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	96	101	105	110	115	<p>【医療機関の機能分担と連携の推進】</p> <p>各圏域における疾病毎の地域連携パスの段階的導入</p> <p>がん診療連携拠点病院における5大がんのパス整備(全圏域)</p>										
H22	H23	H24	H25	H26																	
96	101	105	110	115																	



具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H22	H23	H24	H25	H26																
<p>③ 感染症対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標達成率（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>81.1</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> <p>・地域肝疾患アドバイザー市町村配置率（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>0</td><td>30</td><td>55</td><td>78</td><td>100</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	81.1	100	100	100	100	H22	H23	H24	H25	H26	0	30	55	78	100	<p>【新型コロナウイルス対策の推進】</p> <p>● 新型コロナウイルス対策連絡協議会等による連携体制の確保</p> <p>● 行動計画・ガイドラインに沿った対策の実施</p> <p>● 抗インフルエンザウイルス薬追加備蓄</p> <p>● 保管管理、必要に応じた備蓄薬の追加</p> <p>【その他感染症対策の推進】</p> <p>● 結核、ウイルス性肝炎、性感染症（エイズを含む）など感染症に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>● 地域肝疾患アドバイザー養成研修の実施</p>
H22	H23	H24	H25	H26																	
81.1	100	100	100	100																	
H22	H23	H24	H25	H26																	
0	30	55	78	100																	
<p>④ 生活習慣病予防等の推進</p> <p>目標</p> <p>◎栄養成分表示店舗数（累計）（店舗）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>145</td><td>195</td><td>245</td><td>295</td><td>345</td></tr> </table> <p>・禁煙・分煙の飲食店・喫茶店登録事業店舗数（累計）（店舗）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>251</td><td>263</td><td>275</td><td>287</td><td>300</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	145	195	245	295	345	H22	H23	H24	H25	H26	251	263	275	287	300	<p>【健康的な食習慣・運動習慣等に関する普及啓発】</p> <p>● 普及啓発媒体巡回展示等、シンポジウム開催</p> <p>● 栄養成分表示に関する研修の実施</p> <p>【受動喫煙防止に関する普及啓発】</p> <p>● 飲食店・喫茶店等民間施設における禁煙・分煙の取組促進</p> <p>● 県立の施設における受動喫煙防止対策指針の周知</p> <p>【地域保健と職域保健の連携推進】</p> <p>● 連携推進協議会の開催</p> <p>【特定健診受診率、特定保健指導実施率、がん検診実施率向上のための支援】</p> <p>● 特定保健指導従事者研修の実施</p> <p>● 特定健診・がん検診受診勧奨等啓発</p> <p>● 検診データ等の分析結果の提供と分析結果に基づく指導支援</p> <p>● 官民連携受診率向上プロジェクトの実施</p> <p>【歯科保健対策の推進】</p> <p>● 8020運動の推進</p> <p>【糖尿病有病者等に対する重症化防止】</p> <p>● 糖尿病疾病管理の強化</p> <p>【被災地における保健活動の支援、健康づくり活動の推進】</p> <p>● 仮設住宅集会所等での健康・栄養相談、保健指導、口腔ケア活動の支援</p> <p>● 被災地における保健活動の支援</p> <p>● 地域コミュニティ活動に配慮した健康づくり活動の支援</p>
H22	H23	H24	H25	H26																	
145	195	245	295	345																	
H22	H23	H24	H25	H26																	
251	263	275	287	300																	

関連する計画

- ・岩手県保健医療計画（計画期間 平成12年度～平成24年度）
- ・岩手県医師確保対策アクションプラン（計画期間 平成16年度～）
- ・いわて看護職員確保定着アクションプラン（計画期間 平成23年度～）
- ・圏域医療連携推進プラン（計画期間 平成20年度～）
- ・健康いわて21プラン（計画期間 平成13年度～平成25年度）

家庭や子育てに夢をもち 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

1 みんなで目指す姿

男女が希望する数の子どもをもち、子育てに喜びを感じながら安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが健やかに育っています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値		計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	
◎①合計特殊出生率 注)	1.39	1.39	1.39	1.39
②放課後児童クラブの設置数(累計)	275 箇所	279 箇所	283 箇所	287 箇所
③「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)	1,092 店舗	1,170 店舗	1,250 店舗	1,330 店舗

【目標値の考え方】

① 本県の合計特殊出生率(その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計)は、平成22年は全国と同率となっているものの、総体的には低下傾向にあり、少子化が進んでいることから、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの。

② 放課後児童クラブの利用ニーズに対応し、近年(過去3か年)の利用児童数の伸び率1.5%に対応した放課後児童クラブの設置を目指すもの。

③ 企業の子育て支援活動を促進することにより社会全体で子育てを支える機運の醸成を図るため、「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数を県内小売業事業者数のおおむね10%の1,400店舗まで増やすことを目標とするもの。なお、現状値(平成22年度)は東日本大震災津波の影響により営業を再開していない協賛店舗数を減じた数値であるもの。

注) 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」では、国勢調査年とそれ以外の年で異なるデータを使用して合計特殊出生率を算出しており、経年比較が困難であるため、「人口動態統計月報年計(概数)」の数値を用いるもの。

現状

- 本県は、夫婦共働きの割合が全国でも高い県のひとつであることから、保護者のニーズに対応し、妊娠・出産から児童の放課後対策まで就学前の保育サービスの充実と併せた切れ目のないきめ細かなサービスの提供に努めていく必要があります。
- 平成22年の本県の合計特殊出生率は前年より0.02ポイント増加し、1.39と全国と同率となっています。国全体では、第二次ベビーブーム世代(昭和46年～昭和49年生まれ)の30代の出産が全体を押し上げ、出生数も増加していますが、本県は人口構造上そのような状況になっていないことから、平成22年の出生数は9,745人と前年より159人減少するなど少子化が進んでいます。また、世帯当たり人員数の減少が続いており、世帯の小規模化の進行などにより家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化、養育者の育児不安が増している状況にあります。
- 平成17年の本県の生涯未婚率(50歳時の未婚率)は男性が18.78%、女性は6.63%で、平成12年の調査を比べると、男性は5.28ポイント、女性は1.41ポイント上昇しているほか、平均初婚年齢が上昇しているなど未婚化、晩婚化が進んでいます。
- 国では、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月策定)に基づき、子どもを産み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとし、現金給付と現物給付をバランス良く組み合わせる総合的な子育て支援施策を講じるとしています。出生率の下げ止まりから上昇傾向へと転じていくためには、子育てに対する不安の解消をはじめ、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方の実現などにより、子育てをしている全ての家庭を社会全体で支える体制づくりを進めていく必要

があります。

- 平成23年1～2月に実施した県民意識調査において、「安心な子育て環境整備」に対するニーズ度は45項目中4番目（重要度6位、満足度39位）に高くなっています。
- 東日本大震災津波により保護者を亡くした（行方不明を含む）被災孤児は93人、ひとり親世帯となった被災遺児は476人（平成23年11月末現在）に上り、沿岸地区を中心に心理的に相当な不安や負担を抱えた子どもたちも少なくありません。また、認可保育所151か所、放課後児童クラブ22か所、児童デイサービス事業所2か所が被災し、大きな被害を受けています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

子育ては社会全体で支えていくことが必要であり、「保育サービスの充実」や「子育て支援」をはじめとした取組を市町村と一体となって推進するとともに、医療機関や市町村と連携しながら周産期医療体制の整備、被災した地域の障がい児の早期療育の場の復旧、障がいの早期発見や療育支援の充実を図ります。

また、子育て中の世帯が地域の中で安心して子育てできるように、市町村と連携し保育サービスの拡充を進めるほか、子育て支援情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、地域の子育て支援団体の活動や企業、店舗による子育て支援の取組を促進することにより、みんなで子育てを支援する地域づくりを推進していきます。

さらに、保護を要する児童などの支援を進めるほか、被災孤児・遺児の健全な成長のために、安定した養育環境の確保やこころのケアに取り組むとともに、奨学金等各種制度の周知及び相談体制の充実を図ります。

主な取組内容

① 若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備

- ・ 子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、子どもを生み育てていくことができるよう、家庭や子育ての大切さについての意識啓発や情報提供を行い、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
- ・ 市町村、企業、NPO等と連携し、若者の交流活動を促進するとともに男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、男女が共に家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。

② 安全・安心な出産環境など親と子の健康づくりの充実 **安心**

- ・ 周産期医療体制整備計画に基づき、周産期医療機関の機能分担と連携を一層進め、リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターの体制の充実を図るとともに、搬送体制の充実強化や周産期医療情報システムの拡充を推進します。
- ・ 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の受診を促進するとともに、未受診者に対する指導の充実を図ります。
- ・ 産後メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問などにより、親子の心身の健康支援の充実を図ります。

③ 子育て家庭への支援 ☆ **安心**

- ・ 市町村と連携し、保育所の定員拡大や、地域ニーズに対応した延長保育、一時預かり、病後児保育などのサービスを行う保育所の拡充を促進します。また、被災地においては、保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧や運営を支援するとともに、地域の子育てニーズに対応した施設整備を促進します。
- ・ 多様なニーズに対応した子育て支援情報の提供や地域の子育て支援活動の核となる子育て支援コーディネーター、ボランティア、NPO、地域関係機関のネットワークづくりを推進することにより、地域の子育て支援活動の充実を図ります。
- ・ 企業による子育て支援活動が促進されるよう、「いわて子育て応援の店」協賛企業の拡充を推進します。

政策項目 No.15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生み育てられる環境の整備

- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、相談機能の充実や就業に必要な知識・技能の取得のための支援などの充実を図ります。特に、東日本大震災津波によりひとり親家庭となった方々に対しては、各種制度の周知に努めるとともに相談体制の充実を図り、生活の安定に向けた自立を支援します。

④ 子どもの健全育成の支援 ☆ **安心**

- ・ 市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、地域の児童館などにおける遊びの普及や指導者の養成などを行い、児童の健全育成の充実を図ります。
- ・ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、再発防止のため、市町村による児童家庭相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、児童相談所の体制強化や市町村や関係機関の取組の支援を強化します。
- ・ 社会的養護が必要な児童に対して、家庭的環境での養育を促進するための里親制度の普及や里親委託の推進、児童養護施設等の環境改善やケア体制の充実を図るとともに、施設の退所児童等の相談援助や就労支援など自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築と機能の充実を図ります。
- ・ 障がい児やその家族の新たなニーズに対応できる新しい岩手県立療育センターを整備し、県内の障がい児療育の拠点として、機能強化を図ります。
- ・ 被災孤児や遺児が健やかに成長していくよう、安定した養育環境の確保や成長に伴うニーズに対応した相談支援などに取り組むとともに、「いわての学び希望基金」を活用した給付事業を行います。
- ・ 被災した子どもたちの心理面のケアを担う「子どものこころのケアセンター」を設置するとともに、保護者や保育士等を対象とした心のケア研修会を開催するなどし、日常的に子どもの心理的サポートに適切に対応できる人材の育成と普及啓発に取り組みます。
- ・ 被災した児童デイサービス事業所の復旧を促進し、地域の療育の場を確保するとともに、専門的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、保育サービス、放課後児童対策、子育て相談、障がいの早期発見、療育の場の確保など地域の実情に応じた子育て支援について、医療機関、NPOや地域コミュニティと連携しながら、主体的に取り組めます。

企業・団体は、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に努めるとともに、子育て世帯への優待制度への協賛など子育て家庭を応援する取組を進めます。

県民・NPO等は、地域の資源を活用しながら、地域ニーズに応じた子育て支援活動や児童の健全育成に関する取組を実施します。

県は、子育て支援や少子化対策に係る人材・団体の育成、NPO等、民間の団体が行う子育て支援に関する自主的な活動の支援、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、市町村の保育サービスの充実や施設整備等に対する支援などを行います。また、関係機関と連携し、社会的養護が必要な児童やひとり親家庭などの自立に向けた支援、療育の専門的な相談支援や技術的支援などを行います。

県以外の 主体	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> 周産期医療に係る医療機関との連携 妊婦健診受診率の向上 ハイリスク妊産婦等の保健指導の充実 地域における多様な子育て支援情報の提供 地域の子育て支援ネットワークの形成・推進 保育サービスの提供 放課後児童対策の推進 地域子育て支援センター等を中心とした子育て相談や子育て親子の交流の実施 住民参加と協働による子育て支援策の推進 児童相談への適切な対応 障がい児の発達相談の実施 療育サービス提供体制の整備 療育ネットワークの構築 	(医療機関) <ul style="list-style-type: none"> 周産期医療機関等との機能分担と連携の推進 (企業・団体) <ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 「いわて子育て応援の店」への参加 地域で行う子育て支援サービスへの協力、協賛 (県民・NPO等) <ul style="list-style-type: none"> 定期的な妊婦健診による母体の健康の保持 地域力を活かした子育て支援活動の実践 児童の健全育成活動の実施 行政、企業、団体と連携した取組の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> 周産期医療体制の整備 少子化対策の推進・調整 多様なニーズに対応した子育て支援情報の提供 地域の子育て支援ネットワークの形成・支援 子育てに関する人材・団体等の育成、取組の支援 ひとり親家庭等の自立の促進 市町村が行う児童相談に対する専門的な支援 社会的養護の充実 市町村が行う療育相談に対する専門的な相談支援 療育サービスを提供する事業者への人材育成などの技術的支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H22	H23	H24	H25	H26										
① 若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備 目標 ◎子育て応援ポータルサイト「いわて子育てiらんど」（累計）（ページビュー件数）															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>50,000</td> <td>100,000</td> <td>150,000</td> <td>200,000</td> </tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	0	50,000	100,000	150,000	200,000	【子育て支援等に関する情報提供の充実】 総合的な子育て支援情報の発信と情報提供内容の充実				
H22	H23	H24	H25	H26											
0	50,000	100,000	150,000	200,000											
・両親学級への父親の参加者数（累計）（人）															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> <tr> <td>1,038</td> <td>2,000</td> <td>3,100</td> <td>4,200</td> <td>5,300</td> </tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	1,038	2,000	3,100	4,200	5,300	【男女が共に育児等に取り組む環境づくりの促進】 父親の育児参加に関する普及啓発の実施				
H22	H23	H24	H25	H26											
1,038	2,000	3,100	4,200	5,300											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H22	H23	H24	H25	H26																										
<p>② 安全・安心な出産環境など親と子の健康づくりの充実</p> <p>【周産期医療体制の整備】</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 周産期医療情報ネットワークシステム参加機関数（累計）（機関）〔再掲〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63</td> <td>63</td> <td>68</td> <td>72</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>【母と子の健康支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊婦健康診査を8回以上受診した妊婦の割合（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85.8</td> <td>84.0</td> <td>84.0</td> <td>84.0</td> <td>84.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H22は、宮古市、陸前高田市、釜石市、大槌町、野田村は含まれていない。</p>	H22	H23	H24	H25	H26	63	63	68	72	72	H22	H23	H24	H25	H26	85.8	84.0	84.0	84.0	84.0	<p>周産期母子医療センターの運営支援</p> <p>周産期救急搬送体制の充実強化</p> <p>周産期医療情報ネットワーク参加機関の拡大</p> <p>周産期超音波画像伝送システム、周産期電子カルテの導入</p> <p>妊婦健康診査費用の補助</p>										
H22	H23	H24	H25	H26																											
63	63	68	72	72																											
H22	H23	H24	H25	H26																											
85.8	84.0	84.0	84.0	84.0																											
<p>③ 子育て家庭への支援</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎一時預かり実施施設数（箇所） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>177</td> <td>180</td> <td>187</td> <td>191</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table> <p>【子育てにやさしい職場環境づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> いわて子育てにやさしい企業認証数（累計）（社） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ひとり親家庭の自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援プログラム策定件数（件） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>9</td> <td>33</td> <td>36</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	177	180	187	191	197	H22	H23	H24	H25	H26	11	12	15	18	21	H22	H23	H24	H25	H26	30	9	33	36	40	<p>【地域ニーズに対応した保育サービスの拡充】</p> <p>保育所の整備等による保育サービスの充実</p> <p>【児童福祉施設等の災害復旧への支援】</p> <p>被災した施設、事業所の復旧整備に係る経費の補助、運営体制の支援</p> <p>保育所、放課後児童クラブ等の整備支援</p> <p>【地域における多様なネットワークによる子育て支援の充実】</p> <p>子育て支援コーディネーター等による地域子育て活動の促進</p> <p>ボランティア・NPO・関係団体のネットワーク化によるきめ細かな子育て支援</p> <p>企業による子育て支援活動の促進</p> <p>職場環境の整備促進・子育てにやさしい企業の認証</p> <p>ハローワーク等と連携した相談・就業支援等の充実によるひとり親家庭の経済的な自立の促進</p>
H22	H23	H24	H25	H26																											
177	180	187	191	197																											
H22	H23	H24	H25	H26																											
11	12	15	18	21																											
H22	H23	H24	H25	H26																											
30	9	33	36	40																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H22	H23	H24	H25	H26																
<p>④ 子どもの健全育成の支援</p> <p>目標</p> <p>◎子ども遊び普及事業実施数（箇所）</p> <table border="1"> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> <tr> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </table> <p>・里親等委託率（%）※被災孤児の委託を除く</p> <table border="1"> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> <tr> <td>10.1</td> <td>12.2</td> <td>12.6</td> <td>13.0</td> <td>13.4</td> </tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	12	12	12	12	12	H22	H23	H24	H25	H26	10.1	12.2	12.6	13.0	13.4	<p>【地域における児童の健全育成の充実】</p> <p>いわた子ども森による地域の児童館等における遊びの指導</p> <p>地域の健全育成指導者の養成の実施</p> <p>【社会的養護の充実、児童虐待の防止】</p> <p>里親制度の普及啓発・研修の充実等による家庭的養護の推進</p> <p>【障がい児に質の高い療育サービスを提供する地域療育ネットワークの構築】</p> <p>地域療育ネットワークの構築指針策定</p> <p>地域療育ネットワークの構築と機能充実に向けた支援</p> <p>県立療育センターの整備</p> <p>【被災地における子どもへの各種支援】</p> <p>児童相談所等による児童養育に係る相談や情報提供の実施</p> <p>「いわての学び希望基金」による給付事業の実施</p> <p>子どものこころのケアセンターの設置・運営</p> <p>障がい児の早期療育の場の確保</p> <p>障がい児の専門的な相談支援体制の充実・強化</p>
H22	H23	H24	H25	H26																	
12	12	12	12	12																	
H22	H23	H24	H25	H26																	
10.1	12.2	12.6	13.0	13.4																	

関連する計画

・いわて子どもプラン（計画期間 平成13年度～平成26年度）

福祉コミュニティの確立

1 みんなで目指す姿

県民誰もが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら、住民相互の支え合いや見守りなどにより、安心して生活できる福祉コミュニティづくりが進められています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①地域福祉計画を策定し、施策に取り組んでいる市町村数（累計）	13 市町村	16 市町村	19 市町村	21 市町村	23 市町村
②元気な高齢者の割合 注1)	99.4 注2)	99.4	99.4	99.4	99.4
③地域密着型サービス拠点数（累計）	240 箇所	279 箇所	291 箇所	303 箇所	316 箇所
④障がい者のグループホーム等利用者数	1,291 人	1,350 人	1,450 人	1,550 人	1,650 人
⑤自殺者数（人口10万人当たり） 注3)	32.2 人 (426 人)	30.6 人 (401 人)	29.0 人 (378 人)	27.4 人 (354 人)	25.8 人 (330 人)

【目標値の考え方】

- ① 高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりを進めていくため、全国平均の策定率（66.2%）を上回る地域福祉計画策定市町村数（23 市町村／33 市町村）を目指すもの。
- ② 本県の高齢化（平成 22 年の高齢化率：岩手県 27.1%、全国 23.0%）は、全国平均より約 7 年進行が早い状況にあり、元気な高齢者の割合も、全国平均との格差が拡大傾向で推移してきていること及び東日本大震災津波の影響を考慮し、生きがいづくりや介護予防を推進し、全国平均との格差が拡大しないよう平成 22 年度末（暫定）の状態を維持することを目指すもの。
- ③ 住み慣れた地域で利用できる地域密着型サービス拠点（認知症グループホーム、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム）の整備を促進し、平成 20 年度の状況（183 か所）から 10 年間で倍増させることを目指すもの。
- ④ 障がい者の地域での住まいの場としてグループホーム・ケアホームの整備を促進し、平成 26 年度までに見込まれる約 350 人の入所施設・精神科病院を退所・退院した障がい者が、グループホーム等を利用しながら地域で自立して生活することを目指すもの。
- ⑤ 一人でも多くの自殺を防ぐことを自殺対策の目的とし、当面の目標として、平成 10 年に自殺者が急増して以降、本県の人口 10 万人当たりの自殺者数は常に全国上位（2～4 位）となっていることから、自殺者が急増する以前の水準（平成 9 年：25.8 人）まで減少させることを目指すもの。

注 1) 第 1 号被保険者（65 歳以上）のうち要介護認定を受けていない者の割合について、全国を 100 とした場合の指数。

注 2) 平成 22 年度末の数値は、岩手県（陸前高田市、大槌町）及び宮城県（計 11 保険者は含まれていない）。

注 3) 括弧内の人数は、人口 10 万人当たりの自殺者数から試算した年間自殺者数。

現状

- 本県は、全国を上回るペースで高齢化が進んでおり、平成 20 年の 26.3%から平成 37 年には 35%程度にまで高まり、3 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。
- 高齢化の進展に伴って、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯も増えてきており、平成 12 年には高齢者世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合は 21.8%でしたが、平成 37 年には 30.8%と 3 世帯に 1 世帯が高齢者単独世帯になると見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすこ

とができるよう、高齢者の多様なニーズに応えることができる地域づくりを推進する必要があります。

- 地域福祉を総合的に推進するため「市町村地域福祉計画」の策定が進められているとともに、医療、介護、福祉等のサービスを包括的に提供する地域包括ケアの推進や、障がい者の地域移行を推進する地域自立支援協議会の体制強化が進められており、今後も更に推進していく必要があります。
- 地域における支え合いや見守りについては、ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム（いわゆる“おげんき”みまもりシステム）、企業による買い物支援や見守り活動などの取組が始まっており、今後も推進していく必要があります。
- 介護を要する高齢者については、平成21年の6万人から、平成26年には7万1千人に増加すると予測されており、介護予防や医療等と連携した包括的な介護サービスの提供がますます必要となっています。
- 地域で自立して生活するための住まいの場として、グループホームやケアホームを利用している障がい者は、年々増加しており、平成22年度で1,291人となっており、今後も計画的に整備していく必要があります。
- 東日本大震災津波により老人福祉施設等が被災し、被災地域の相当数の入所施設定員が失われているため、内陸や近隣の施設の一部では、被災施設の入所者等の受入れにより超過定員となっている施設があります。また、居宅サービス事業所についても、仮設施設等からサービス提供を再開している事業者もあることから、被災地域のサービス提供体制を再構築する必要があります。
- 東日本大震災津波により、障がい福祉サービス事業所等が被災し仮設施設等でのサービス利用を余儀なくされている方がいるほか、水産業や取引先企業の被災等により就労支援事業所の生産・販売活動が厳しい状況に置かれています。
- 平成22年の自殺者数は426人で、人口10万人当たりの自殺死亡者数（32.2人）と比較すると全国2位と高位にあります。加えて東日本大震災津波の被災地においては、多くの住民が生活の基盤を失い、自殺のリスクが高まっています。
また、東日本大震災津波発災直後から、不眠、不安などを訴える被災者に対しこころのケア活動の取組を進めており、住居が仮設住宅等に移行した後においても、うつ病やアルコール依存症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの発症が懸念されるため、今後も継続したこころのケアが必要となっています。
- 平成23年1～2月に実施した県民意識調査において、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域社会であること」に対するニーズ度は45項目中2番目（重要度3位、満足度40位）に高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域で支援を必要とする高齢者や障がい者など、一人ひとりのニーズに応じた医療と連携した介護・福祉サービスの提供の仕組みづくりや東日本大震災津波で被災した福祉サービス体制の早期回復、住まいや就労の場の確保、多様な福祉活動の担い手の育成などを、行政と地域住民や団体等が地域の社会資源を活用しながら相互に協力して進めます。

また、県民、事業者、市町村などが一体となってひとにやさしいまちづくりを行い、誰もが自らの意思で行動でき、社会参加の機会が確保される環境づくりを進めます。

さらに、自殺者数を減少させるため、市町村や関係団体等との連携を強化し、地域の実情に合わせた県民参画による自殺対策を進めていくとともに、中長期的に「こころのケア」を推進するため、精神保健医療体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施します。

主な取組内容

① 生活支援の仕組みづくり **安心**

- ・ 少子高齢社会を支える福祉・介護サービス分野への雇用を促進するため、福祉・介護職への就職あっせんやPR等に取り組み、福祉人材の確保を推進します。
- ・ 市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、包括的なケア体制を構築するための人材や多様な地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動コーディネーターやボランティアの養成を図るとともに、高齢者や障がい者などへの見守りや声かけ、福祉マップづくり、ボランティア活動の促進など、住民参加による生活支援の新たな支え合いの仕組みづくりを促進します。
- ・ 身近な地域で保健・福祉に関する相談や支援を一体的に受けられるよう、市町村におけるワンストップの総合相談窓口の設置や、保健・医療・福祉の連携による総合的なケアマネジメントができる体制づくりを促進します。
- ・ ひとにやさしいまちづくりを推進するため、いわてユニバーサルデザイン電子マップやひとにやさしい駐車場利用証制度の充実を図るとともに、NPO法人等民間団体とともに普及啓発に取り組みます。

② 高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築 ☆ **安心**

- ・ 高齢者の生きがいづくりや、市町村が行う総合的な介護予防を支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中核として、その状態に応じた適切な医療・介護・福祉等のサービスが効果的に提供される地域包括ケアを推進します。
- ・ 老朽化した大規模な特別養護老人ホーム等の改築や日常生活圏域内での小規模事業所等への分散化等など、居住環境の改善や防災機能の向上を促進するほか、在宅サービスの拠点となる特別養護老人ホームや訪問看護等の医療系サービスと連動した小規模多機能型施設など、市町村が行う地域密着サービス拠点の整備を促進し、介護サービスの充実を図ります。
- ・ 被災地における介護保険施設、介護サービス事業所等の施設・設備や人的体制の復旧を支援するとともに、新たなまちづくりと連動し、介護保険施設、介護サービス事業所等の整備を促進します。

③ 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築 ☆ **安心**

- ・ 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に努め、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進するため、県民に対する意識啓発や交流機会の拡大、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に向けた調整等を行います。
- ・ 全ての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活ができるよう、グループホーム、ケアホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者が希望する地域において、それぞれの特性に応じた就労ができるよう、就労継続支援事業所及び地域活動支援センターなど、福祉的就労の場の整備を一層推進します。
- ・ 被災地における障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の施設・設備や人的体制の復旧を促進するとともに、新たなまちづくりと連動し、障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備を支援します。
また、被災地における相談支援体制の強化や就労支援事業所の受注・販路拡大などに向けた取組を支援します。
- ・ 施設や精神科病院に入所(入院)している障がい者の地域移行を促進するため、各市町村の相談支援体制の充実と地域自立支援協議会の機能強化を図ります。
また、地域移行後の在宅精神障がい者等に対し、医師、臨床心理士、看護師、保健師等の専門職で構成するチームによる訪問活動を行う支援体制の構築に取り組みます。

④ 安全・安心のセーフティネットづくり ☆ **安心**

- ・ 生活保護制度とともに生活福祉資金貸付制度を県民のセーフティネットとして適正に運営し、生活上のニーズへの支援も含めた自立支援制度として普及を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ確に行われるよう、研修会の開催や情報提供などを通じて、福祉マップづくりや福祉避難所設置の取組を支援します。
- ・ 市町村の地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者や障がい者などへの虐待防止に向けた相談支援体制の充実・強化を推進するとともに、市町村、社会福祉協議会等と連携し、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助、財産管理などを行う日常生活自立支援事

業や成年後見制度の利用など、権利擁護制度の周知や利用促進を図ります。

- ・被災者の日常生活を支援するため、生活支援相談員や民生委員等による応急仮設住宅や在宅の被災者等への生活相談等や安否・見守り活動を促進します。

⑤ 自殺対策の推進 **安心**

- ・自殺対策アクションプランに基づき、自殺対策を担う人材の育成、ハイリスク者への支援体制づくり、相談窓口のネットワーク化、ゲートキーパー^{※1}の養成など、総合的な自殺対策を推進します。

⑥ こころのケア活動の推進 ☆

- ・全県のこころのケア活動を推進する際に中核となる「岩手県こころのケアセンター」や地域のこころのケアを推進するための総合調整、相談、普及啓発等を担う「地域こころのケアセンター」を設置するなど、被災者の「こころのケア」をきめ細かく行う体制の構築を進めていきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、高齢者や障がい者などの自立した生活を適切に支援するために、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人など地域の福祉事業者、福祉活動を行っている団体等の民間と協力し、住民参加による生活支援の仕組みづくりを推進するとともに、福祉サービス基盤を計画的に整備し、地域包括ケアシステムの構築と障がい者の地域移行を推進します。また、自殺対策やこころのケア活動を地域の実情に応じて進めていきます。

福祉事業者は、福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供、専門的知識を生かした地域福祉活動の支援等に取り組みます。福祉関係団体は、ボランティア養成、ボランティア活動の推進、生活支援の仕組みづくりへの参画による地域福祉活動の支援等に取り組みます。

県民・NPO等は、住民相互の身近な支え合いや地域の生活支援の取組に参加、協力します。

県は、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援、相談支援体制の整備と強化、福祉を担う人材の確保・育成、福祉サービス基盤の整備と充実などを推進します。また、自殺対策やこころのケア活動について、関係機関の連携・調整と施策全体の推進方向の企画・立案、市町村の取組の支援等を行います。

<p>県以外 の主体</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画の策定 ・相談窓口の総合化、ワンストップ化の推進 ・関係機関等との保健・医療・福祉の連携強化 ・住民参加による生活支援の仕組みづくりの推進 ・地域包括支援センターを中核として、医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築 ・福祉サービス基盤の計画的な整備 ・地域自立支援協議会を中核とした障がい者の地域移行支援体制の充実 ・障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進 ・災害時の要援護者等の的確な避難支援 ・自殺対策に関する普及啓発、相談支援、要支援者の早期対応、住民組織の育成及び支援 	<p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の専門的な知識を活かした地域福祉活動の支援 ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく事業展開 ・良質な福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供 ・福祉サービス事業従事者の確保・育成 ・利用者の権利擁護の推進 ・被災者への生活相談等や安否・見守り活動の推進 <p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの養成・活動の推進 ・地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働 ・被災者への生活相談等や安否・見守り活動の推進 ・障がい者の社会、経済、文化活動等参加への支援 ・こころの健康問題に関する普及啓発、相談支援 <p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村の計画策定や政策形成への参画 ・住民相互の身近な支え合い（見守り活動、話し相手、認知症サポーター等） ・地域における生活支援への参加、協力 ・ボランティア活動の推進
--------------------	---	--

県	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画の策定及び市町村計画の策定支援 福祉を担う人材の確保・育成とその支援 ボランティア活動の促進 市町村、事業者等との連携による相談支援体制の整備促進 福祉サービス基盤の整備促進 福祉サービスの質の確保のための事業者指導 地域包括支援センターを中核として、医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築 認知症等に係る県民の理解の促進 高齢障がい者に対する適切なサービス提供のための障がい者施設等への援助技術の向上支援 障がいについての県民の理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に向けた事案の調整 被災者への生活相談等や安否・見守り活動の促進 自殺対策に係る市町村・民間団体への支援及び部局横断的な施策の総合調整
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H22	H23	H24	H25	H26																										
<p>① 生活支援の仕組みづくり</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉マップづくり策定市町村数（累計）（市町村） <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>18</td><td>23</td><td>28</td><td>33</td><td>33</td></tr> </table> <p>◎地域福祉活動コーディネーター育成数（累計）（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>70</td><td>70</td><td>100</td><td>130</td><td>160</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ひとにやさしい駐車場利用証制度指定駐車施設協定締結区画数（累計）（区画） <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>754</td><td>760</td><td>785</td><td>810</td><td>835</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	18	23	28	33	33	H22	H23	H24	H25	H26	70	70	100	130	160	H22	H23	H24	H25	H26	754	760	785	810	835	<p>【地域の特성에応じた生活支援の仕組みづくりの推進】</p> <p>地域福祉推進フォーラムの開催</p> <p>地域福祉推進フォーラムの開催</p> <p>福祉マップづくりの策定支援</p> <p>【保健・医療・福祉の連携による地域トータルケアシステム体制づくりの促進】</p> <p>市町村における総合相談体制整備の取組への支援</p> <p>【福祉を担う多様な人材の確保・育成】</p> <p>育成研修の実施</p> <p>地域福祉活動コーディネーター育成研修の実施</p> <p>地域福祉活動コーディネーターフォローアップ研修の実施</p> <p>【ひとにやさしいまちづくりの推進】</p> <p>ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及促進</p> <p>電子マップの改定</p> <p>電子マップ掲載施設の被災状況把握</p> <p>電子マップの普及推進</p>
H22	H23	H24	H25	H26																											
18	23	28	33	33																											
H22	H23	H24	H25	H26																											
70	70	100	130	160																											
H22	H23	H24	H25	H26																											
754	760	785	810	835																											
<p>② 高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿社会健康と福祉のまつり参加者数（人） <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>4,612</td><td>2,900</td><td>4,300</td><td>4,400</td><td>4,500</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 社会貢献活動に取り組む市町村老人クラブ連合会の割合（%） <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>45.5</td><td>48.0</td><td>51.0</td><td>54.0</td><td>60.0</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	4,612	2,900	4,300	4,400	4,500	H22	H23	H24	H25	H26	45.5	48.0	51.0	54.0	60.0	<p>【生きがいつくりと社会参加の推進】</p> <p>長寿社会健康と福祉のまつりの参加促進</p> <p>老人クラブへの活動支援</p>										
H22	H23	H24	H25	H26																											
4,612	2,900	4,300	4,400	4,500																											
H22	H23	H24	H25	H26																											
45.5	48.0	51.0	54.0	60.0																											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）														
	～H22	H23	H24	H25	H26										
<p>・介護予防事業参加者割合（対高齢者人口）（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遡0.96</td> <td>0.96</td> <td>0.96</td> <td>0.98</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H22は、陸前高田市及び大槌町は含まれていない。</p>	H22	H23	H24	H25	H26	遡0.96	0.96	0.96	0.98	1.00	<p>【介護予防の推進】</p> <p>介護予防従事者研修の実施</p> <p>介護予防支援委員会による支援</p> <p>認知症介護予防体操の普及</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
遡0.96	0.96	0.96	0.98	1.00											
<p>・地域包括支援センター職員配置基準充足率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72.2</td> <td>75.0</td> <td>80.0</td> <td>90.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	72.2	75.0	80.0	90.0	100.0	<p>【地域包括ケアシステムの構築】</p> <p>地域包括支援センターの運営体制の支援</p> <p>高齢者総合支援センターによる総合相談、職員研修による人材育成</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
72.2	75.0	80.0	90.0	100.0											
<p>・認知症サポーター養成数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>59,720</td> <td>63,000</td> <td>68,000</td> <td>73,000</td> <td>78,000</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	59,720	63,000	68,000	73,000	78,000	<p>認知症疾患医療センター、リハビリテーション支援センターによる専門医療相談等</p> <p>認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくりの推進</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
59,720	63,000	68,000	73,000	78,000											
<p>◎施設・居住系サービスの定員数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,908</td> <td>14,952</td> <td>15,512</td> <td>15,545</td> <td>15,592</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	13,908	14,952	15,512	15,545	15,592	<p>【介護サービスの充実】</p> <p>介護老人福祉施設整備等への助成</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
13,908	14,952	15,512	15,545	15,592											
<p>・主任介護支援専門員研修修了者数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>444</td> <td>500</td> <td>550</td> <td>600</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	444	500	550	600	650	<p>地域密着型サービス拠点整備に対する助成</p> <p>主任介護支援専門員等研修、認知症介護実践等研修の実施</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
444	500	550	600	650											
	<p>【被災地における介護サービス提供体制の復旧・復興支援】</p> <p>被災した施設、事業所の復旧整備に係る経費の補助、運営体制の支援</p> <p>第5期介護保険事業（支援）計画に基づく介護保険施設、介護サービス事業所等の整備促進</p>														
<p>③ 障がい者が必要な支援を受けながら安心して生活ができる環境の構築</p> <p>目標</p> <p>◎居宅介護等サービス月間利用者数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>976</td> <td>1,275</td> <td>1,380</td> <td>1,500</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	976	1,275	1,380	1,500	1,600	<p>【障がい者に対する理解の促進や不利益取扱いの解消に向けた取組の推進】</p> <p>「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の普及啓発</p> <p>相談窓口の設置</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
976	1,275	1,380	1,500	1,600											
<p>・生活介護サービス月間利用者数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,644</td> <td>2,530</td> <td>2,610</td> <td>2,700</td> <td>2,800</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	1,644	2,530	2,610	2,700	2,800	<p>【障がい者の住まいの場の確保と障がい福祉サービスの充実】</p> <p>グループホーム、ケアホーム等の整備支援</p> <p>訪問系サービス、日中活動系サービス等の基盤整備</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
1,644	2,530	2,610	2,700	2,800											
<p>・就労支援サービス月間利用者数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,859</td> <td>3,486</td> <td>3,520</td> <td>3,560</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	2,859	3,486	3,520	3,560	3,600	<p>【障がい者の就労支援】</p> <p>就労継続支援事業所、地域活動支援センターの整備促進</p> <p>被災地域の障がい者就労支援事業所の販路確保等の支援</p> <p>被災地域における障がい者の就労スペースと商業施設の一体的な整備の促進</p>				
H22	H23	H24	H25	H26											
2,859	3,486	3,520	3,560	3,600											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																												
	～H22	H23	H24	H25	H26																																								
<p>・相談支援従事者初任者研修修了者数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,973</td> <td>2,023</td> <td>2,073</td> <td>2,123</td> <td>2,173</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	1,973	2,023	2,073	2,123	2,173	<p>【障がい者の地域移行の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会の機能強化 相談支援従事者研修の開催 <p>【被災地における障がい福祉サービス提供体制の復旧・復興支援と障がい者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した施設、事業所の復旧整備に係る経費の補助、運営体制の支援 地域の障がい福祉サービスの拠点となる施設等の整備 地域の福祉施設を中核とした障がい者の生活支援体制の構築 																																		
H22	H23	H24	H25	H26																																									
1,973	2,023	2,073	2,123	2,173																																									
<p>④ 安全・安心のセーフティネットづくり</p> <p>目標</p> <p>・福祉避難所協定締結市町村数（累計）（市町村）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎いわて“おげんき”みまもりシステム利用者数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>334</td> <td>450</td> <td>550</td> <td>650</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table> <p>・いわて“おげんき”みまもりシステム協力者数（累計）（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>487</td> <td>540</td> <td>660</td> <td>780</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人後見団体数（累計）（団体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	7	15	24	33	33	H22	H23	H24	H25	H26	334	450	550	650	750	H22	H23	H24	H25	H26	487	540	660	780	900	H22	H23	H24	H25	H26	5	5	6	6	7	<p>【低所得者に対する生活支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金制度の普及啓発 <p>【災害時における要援護者等の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する福祉避難所協定締結の促進 <p>【見守り体制の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村、市町村社協との連携による見守り体制の充実 “おげんき”みまもりシステムの普及促進 生活支援相談員による被災者の見守り強化 <p>【高齢者等の権利擁護制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人後見団体の育成支援 				
H22	H23	H24	H25	H26																																									
7	15	24	33	33																																									
H22	H23	H24	H25	H26																																									
334	450	550	650	750																																									
H22	H23	H24	H25	H26																																									
487	540	660	780	900																																									
H22	H23	H24	H25	H26																																									
5	5	6	6	7																																									
<p>⑤ 自殺対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎久慈モデルの6つの骨子^{※2}実施市町村数（累計）（市町村）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>22</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	7	10	15	22	33	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策緊急強化事業による市町村への財政的・技術的支援 																																		
H22	H23	H24	H25	H26																																									
7	10	15	22	33																																									
<p>⑥ こころのケア活動の推進</p> <p>目標</p> <p>◎こころのケアケース検討数（累計）（ケース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>56</td> <td>420</td> <td>784</td> <td>1,148</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	0	56	420	784	1,148	<ul style="list-style-type: none"> こころのケアセンターの設置運営 震災こころの相談室の設置運営 																																		
H22	H23	H24	H25	H26																																									
0	56	420	784	1,148																																									

関連する計画

- ・岩手県地域福祉支援計画（計画期間 平成 21 年度～平成 25 年度）
- ・いわていきいきプラン 2014（計画期間 平成 24 年度～平成 26 年度）
- ・岩手県障がい者プラン（計画期間 平成 23 年度～平成 29 年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間 平成 23 年度～平成 26 年度）

※1 ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

2 久慈モデルの6つの骨子

久慈モデルとは、久慈保健所管内で行ってきた包括的な自殺対策プログラムのことで、①ネットワーク、②一次予防、③二次予防、④三次予防、⑤精神疾患へのアプローチ、⑥職域へのアプローチの6つの骨子に基づく対策となっている。